アプリ専用定期預金

2026年10月1日現在

商　品　名 （愛　称）	超　優　利 ＜スーパー定期＞

1．販売対象	「Ｍｙにっしん」アプリを登録済みのお客さまはアプリ内の定期預金通帳に定期預金をお預入れできます。また、総合口座担保の定期預金をされる場合は、総合口座となっている普通預金を通帳レスに設定されているお客さまがご契約いただけます。 ただし、現在定期預金を総合口座担保でご利用頂いているお客さまに限ります。
2．期　　間	・1年（元金・元利金自動継続扱い）
3．預　　入 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位	 ・一括預入 ・1回につき1万円以上200万円まで ・1円単位
4．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します ・「Ｍｙにっしん」アプリで解約のお手続きができます。また、平日の営業時間内はお取引店の窓口でもお手続きを承ります。お取引印鑑・ご本人書類をご持参ください（窓口の営業時間：平日 9：00～15：00　店舗によっては11:30～12：30に昼休業しております。） ・総合口座の定期預金の解約金はご本人名義の総合口座普通預金に振替入金となります ・定期預金（通帳式）の場合は登録されている普通預金へ入金となります
5．利　　息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	 ・固定金利 （金利は預入日（継続日）により異なります） ・自動継続後の利率は、継続日における「超優利」の利率を適用します ※「超優利」の販売が行われていない場合には、継続日におけるスーパー定期1年ものの店頭表示利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
6．税　金	・分離課税　20.315%（国税15.315%、地方税5%）（復興特別所得税追加後税率） ※復興特別所得税追加課税は2037年12月31日までです
7．手数料	――――――
8．付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の適用利率に０．５%上乗せした利率）
9．中途解約時の取扱い	・満期日前（自動継続したときはその満期日。以下同じです。）に解約する場合は、次の預入期間に応じた利率および預入日から解約日の前日までの日数により単利計算した利息とともに支払います ①　預入期間6ヶ月未満・・・・・・・「普通預金利率」 ②　預入期間6ヶ月以上1年以内・・・「適用利率×５０%（小数点第4位以下は切捨て）」 ただし、解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします
10．金利情報の入手方法	・窓口へご照会下さい
11．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0120-15-2489）にお申し出ください。 ・紛争解決措置　兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
12．その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）

	・商品概要説明書に記載されていない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」および「定期性総合口座取引規定」により取扱いします ・金利情勢等の変動により金利の変更または募集を中止することがあります ・マル優のお取扱いはできません ・毎日 5 時～5 時 20 分及び土曜日 22 時～日曜日 8 時は、「Ｍｙにっしん」アプリのメンテナンスのため、お取引ができません。 ・詳しくは店頭でお尋ね下さい

日新信用金庫